

令和 3 年度 実施
大学機関別認証評価
評 価 報 告 書

岡山大学

令和 4 年 3 月

令和 5 年 3 月 追記

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準（1－1～1－3）	2
領域 2 内部質保証に関する基準（2－1～2－5）	5
領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準（3－1～3－6）	9
領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準（4－1～4－2）	12
領域 5 学生の受入に関する基準（5－1～5－3）	14
領域 6 教育課程と学習成果に関する基準（6－1～6－8）	16

付録 1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧

付録 2 根拠資料一覧

付録 3 新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について

自己評価書

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1. 令和3年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようないくつかのプロセスにより実施しました。

※ 令和3年度においては新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、教育現場の観察及び学習環境の状況調査を含めオンラインで実地調査を実施することとし、評価委員会において、通常実施している実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。

② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。

③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。

④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（大学の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機関が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和2年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行うなどの研修を実施しました。

令和3年度実施分については、音声付きスライドを使って説明会を実施するとともに同様の方法で自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行い、かつ9月までに申請した大学の求めに応じて、個別の大学に対し大学の状況に即した自己評価書の作成について研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和2年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の43大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（43大学）

北海道大学、小樽商科大学、旭川医科大学、東北大学、福島大学、茨城大学、千葉大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、東京海洋大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、上越教育大学、山梨大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、三重大学、滋賀大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、鳥取大学、岡山大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、奈良先端科学技術大学院大学

- (3) 機構は、令和3年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和3年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和3年	
7月	書面調査の実施
8月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

(5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和4年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和4年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和3年度に認証評価を実施した43大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合しているとの評価結果となりました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和3年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト(<https://www.niad.ac.jp/>)への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和4年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
及川 良一	大学入試センター参与
片峰 茂	長崎市立病院機構理事長
片山 英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
近藤 倫明	北九州市立大学特任教授
里見 進	日本学術振興会理事長
清水 一彦	山梨大学理事・副学長
鈴木 志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
高島 忠義	愛知県立大学名誉教授
高田 邦昭	群馬県公立大学法人理事長
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
西尾 章治郎	大阪大学総長
◎濱田 純一	国土緑化推進機構理事長

○ 日比谷 潤子	学校法人聖心女子学院常務理事
前田早苗	千葉大学教授
松本美奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
山内進	松山大学教授
山口宏樹	国立大学協会専務理事
山本健慈	国立大学協会参与
吉田文	早稲田大学教授

※ ○は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

片峰茂	長崎市立病院機構理事長
川嶋太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
清水一彦	山梨大学理事・副学長
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
○ 土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
○ 光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
山内進	松山大学教授
山口宏樹	国立大学協会専務理事

※ ○は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

阿波賀邦夫	名古屋大学教授
井関尚一	公立小松大学教授
石井徹哉	大学改革支援・学位授与機構教授
井上美沙子	大妻女子大学理事・名誉教授
岩坂直人	東京海洋大学教授
大久保功子	東京医科歯科大学教授
小内透	札幌国際大学特任教授
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
岸本喜久雄	東京工業大学名誉教授
下條文武	新潟薬科大学長
○ 近藤倫明	北九州市立大学特任教授
齋藤一弥	筑波大学教授
佐藤信行	中央大学教授
佐藤裕之	弘前大学教授
下田憲雄	大分大学学長特命補佐
生源寺眞一	福島大学教授
白石小百合	横浜市立大学教授
高倉喜信	京都大学副学長

竹内 啓博	公認会計士、税理士
谷口 功	国立高等専門学校機構理事長
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤 良雄	公認会計士
徳久 剛史	千葉大学名誉教授
戸田山 和久	名古屋大学教授
西尾 章治郎	大阪大学総長
西原 達次	九州歯科大学理事長・学長
西村 伸一	岡山大学教授
野口 哲子	奈良先端科学技術大学院大学理事
長谷部 勇一	横浜国立大学名誉教授
花泉 修	群馬大学教授
光田 好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三矢 麻理子	公認会計士
◎ 山内 進	松山大学教授
山岡 洋	桜美林大学教授
山極 壽一	人間文化研究機構総合地球環境学研究所所長
山口 佳三	京都大学監事

(第2部会)

石井 徹哉	大学改革支援・学位授与機構教授
市川 元基	信州大学副学長
伊東 幸宏	浜松地域イノベーション推進機構フォトンバレーセンター長
岩渕 明	岩手県工業技術センター顧問
大城 肇	琉球大学特別顧問
片山 英治	野村證券株式会社主任研究員
木部暢子	人間文化研究機構国立国語研究所特任教授
小山 清人	山形大学名誉教授
清水 美憲	筑波大学教授
鈴木 志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
○ 高島 忠義	愛知県立大学名誉教授
◎ 高田 邦昭	群馬県公立大学法人理事長
竹内 啓博	公認会計士、税理士
田島 節子	大阪大学名誉教授
土川 覚	名古屋大学教授
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤 良雄	公認会計士
野田 泰子	自治医科大学教授
前田 芳實	鹿児島大学名誉教授
三矢 麻理子	公認会計士

湯 川 嘉津美	上智大学教授
横 田 光 広	宮崎大学教授
横 山 清 子	名古屋市立大学副学長
米 村 千 代	千葉大学教授

(第3部会)

浅 田 尚 紀	奈良県立大学長
安 倍 博	福井大学教授
石 川 照 子	大妻女子大学教授
上江洲 一 也	北九州市立大学教授
◎ 片 峰 茂	長崎市立病院機構理事長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
佐々木 徹 郎	愛知教育大学特別教授
佐 藤 敬	青森中央学院大学長
塩 田 浩 平	京都大学名誉教授、滋賀医科大学名誉教授
田 邊 政 裕	千葉大学名誉教授
玉 木 長 良	京都府立医科大学特任教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山 和 久	名古屋大学教授
平 塚 浩 士	群馬大学顧問
藤 田 佐 和	高知県立大学教授
藤 本 真 一	大和檍原病院名誉院長
前 田 健 康	新潟大学教授
三 矢 麻理子	公認会計士
○ 山 本 健 慈	国立大学協会参与
吉 澤 結 子	秋田県立大学理事・副学長

(第4部会)

東 信 彦	大学入試センター監事
石 田 朋 靖	高崎健康福祉大学副学長
鵜 飼 裕 之	愛知東邦大学長
尾 家 祐 二	九州工業大学長
大 野 弘 幸	日本学術振興会学術システム研究センター所長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
佐 藤 之 彦	千葉大学教授
竹 内 俊 郎	東京海洋大学名誉教授
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
棚 橋 健 治	広島大学副学長
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
○ 中 島 恒 一	富山国際大学顧問

原 田 信 志	熊本大学名誉教授
深 見 公 雄	放送大学高知学習センター所長
松 原 仁	東京大学教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
◎ 山 口 宏 樹	国立大学協会専務理事
横 矢 直 和	奈良先端科学技術大学院大学名誉教授

(第5部会)

明 石 要 一	千葉敬愛短期大学長
位 田 隆 一	滋賀大学長
○ 稲 垣 卓	福山市立大学名誉教授
岩 崎 久美子	放送大学教授
大 谷 順	熊本大学理事・副学長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
加 藤 映 子	大阪女学院大学長
上 井 喜 彦	福島大学監事
後 藤 ひとみ	愛知教育大学特別教授
◎ 清 水 一 彦	山梨大学理事・副学長
下 田 憲 雄	大分大学学長特命補佐
蛇 穴 治 夫	北海道教育大学長
高 梨 泰 彦	京都産業大学教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
長 尾 彰 夫	大阪教育大学名誉教授
山 下 一 夫	鳴門教育大学長

※ ◎は部会長、○は部会長代理

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

◎ 川 嶴 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
浅 野 茂	山形大学教授
小 湊 卓 夫	九州大学准教授
渋 井 進	大学改革支援・学位授与機構教授
鳴 田 敏 行	茨城大学教授
末 次 剛健志	有明工業高等専門学校総務課長
高 橋 哲 也	大阪府立大学副学長（統括）
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
新 田 早 苗	琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之	政策研究大学院大学教授
前 田 早 苗	千葉大学教授

森 利 枝 大学改革支援・学位授与機構教授
※ ◎は部会長

2. 評価結果について

「I 認証評価結果」

「I 認証評価結果」では、評価対象大学がひとつの機関として機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2－3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1－1から基準6－8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあった場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2－1又は基準2－2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

「II 基準ごとの評価」

「II 基準ごとの評価」では、基準1－1から基準6－8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「III 意見の申立て及びその対応」

「III 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対する意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

岡山大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準 5－3 を除くすべての基準を満たしている。

基準 5－3 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準 2－1 及び基準 2－2 を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

- 一部の研究科において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。(基準 5－3)

また、優れた点として、次のことが挙げられる。

- 医学部、歯学部及び薬学部の医療系学部においては、多職種連携を視点におき、実践型教育を推進している。特に海外での学習に力を入れ、海外での短期研修、インターンシップのほか、平成 30 年度から、医学部医学科、医学部保健学科、歯学部、薬学部の学生 10 人がチームとなって教員の引率のもとベトナムやミャンマーにおける医療現場で研修を行う多分野医療系学生人材育成プログラムを実施してきた。この研修先は、医療系大学にとどまらず、総合病院、特定機能病院から製薬工場、寺院にいたるまで多岐にわたるものとなっている。このほか、医学部では、必修科目を入れない学期を設定し、学生の地域医療施設でのインターンシップへの自主的な参加やボランティア活動及び海外研修を増加させ、実践型社会連携教育を進展させていく。(基準 6－4)

(第三者による評価結果の活用について)

基準 6－1 から 6－8 までの各基準に係る教育課程と学習成果の状況を分析するにあたり、工学部を除く各学部・研究科について、国立大学法人等の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4 年目終了時）の結果をもって各基準の自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域 6 の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

(新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について)

令和 3 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学年当初から通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったと推察される。大学に対してその状況について報告を求めたところ、付録 3 のとおり取り組んでいることを認めた。

(追記 令和 5 年 3 月)

基準 5－3

- 「一部の研究科等において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。」とする改善を要する点は、法務研究科においては令和 4 年度に改善されている。

II 基準ごとの評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準1－1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の10学部及び8研究科を置いている。

[学士課程]

- ・文学部（1学科：人文学科）
- ・教育学部（2課程：学校教育教員養成課程、養護教諭養成課程）
- ・法学部（1学科：法学科）
- ・経済学部（1学科：経済学科）
- ・理学部（5学科：数学科、物理学科、化学科、生物学科、地球科学科）
- ・医学部（2学科：医学科、保健学科）
- ・歯学部（1学科：歯学科）
- ・薬学部（2学科：薬学科、創薬科学科）
- ・工学部（1学科：工学科）
- ・農学部（1学科：総合農業科学科）

[大学院課程]

- ・教育学研究科（修士課程1専攻：教育科学専攻、専門職学位課程1専攻：教職実践専攻）
- ・社会文化科学研究科（博士前期課程6専攻：国際社会専攻、日本・アジア文化専攻、人間社会文化専攻、法政理論専攻、経済理論・政策専攻、組織経営専攻、博士後期課程1専攻：社会文化専攻）
- ・自然科学研究科（博士前期課程7専攻：数理物理科学専攻、分子科学専攻、生物科学専攻、地球科学専攻、機械システム工学専攻、電子情報システム工学専攻、応用化学専攻、博士後期課程5専攻：数理物理科学専攻、地球生命物質科学専攻、学際基礎科学専攻、産業創成工学専攻、応用化学専攻、博士課程1専攻：地球惑星物質科学専攻）
- ・保健学研究科（博士前期課程1専攻：保健学専攻、博士後期課程1専攻：保健学専攻）
- ・環境生命科学研究科（博士前期課程5専攻：社会基盤環境学専攻、生命環境学専攻、資源循環学専攻、生物資源科学専攻、生物生産科学専攻、博士後期課程2専攻：環境科学専攻、農生命科学専攻）
- ・医歯薬学総合研究科（修士課程1専攻：医歯科学専攻、博士前期課程1専攻：薬科学専攻、博士後期課程1専攻：薬科学専攻、博士課程4専攻：生体制御科学専攻、病態制御科学専攻、機能再生・再建科学専攻、社会環境生命科学専攻）
- ・ヘルスシステム統合科学研究科（博士前期課程1専攻：ヘルスシステム統合科学専攻、博士後期課程1専攻：ヘルスシステム統合科学専攻）
- ・法務研究科（専門職学位課程1専攻：法務専攻）

平成 27 年度に、既存の化学生命工学専攻として行っている教育研究体制から、化学領域の基礎知識を教授して、応用化学を必要とする全産業分野へ人材を供給する専攻を独立させ、社会的ニーズを満たす教育研究を推進するため、自然科学研究科に新たに応用化学専攻を設置している。

平成 30 年度に、自然科学、人文社会科学双方の知性を兼ね備えて、医療現場を構成する人々としくみ（ヘルスシステム）の課題を理解し、研究及び技術開発、そして物質面及び人間の理解を併せ持つことで、個人の専門分野を活かしつつ他分野を理解できた上、社会において活用されるモノやアイディアを他者と協働して創出することで、課題の解決に貢献しイノベーションの基盤を支える人材の育成を目標として、ヘルスシステム統合科学研究科を設置している。

平成 30 年度に、専門職学位課程（教職大学院）における高度専門職業人としての教員養成機能を拡充するという社会の要請に対応し、また、教育に関する高度な専門的知識と実践的指導力を有する人材の養成を通じて教育科学の発展に寄与するため、教育学研究科の学生定員、専攻・コース及び教員配置の見直しを含む改組を行っている。

平成 30 年度に、我が国における中核的な人文社会科学系大学院であるとの位置付けの下に、人文・社会科学に関する確かな専門力に裏付けられた知識と創造力を持ち、社会的課題を主体的・実践的に解決する能力を有する人材を養成するために、社会文化科学研究科博士前期課程の改組を行っている。

平成 30 年度に、自然科学に立脚して大局的な観点から問題の本質を見極める能力を持つとともに、時代の変化に柔軟に対応する思考ができ、問題の解決に取り組む意欲と行動力にあふれた人材を養成するために、自然科学研究科博士後期課程の改組を行っている。

令和 3 年度に、Society5.0 の実現と SDGs 達成の推進に向けて工学部と環境理工学部を再編・統合し新たな工学部を設置している。

基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準 1－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式 1 のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式 1－2－2 のとおり、著しく偏っていない。なお、一部の学部・研究科等において女性教員の比率が低い状態にある。

基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準 1－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、学術研究院に所属し、その専門性に応じて教育学域、社会文化科学学域、自然科学学域、環境生命科学学域、保健学域、医歯薬学域、ヘルスシステム統合科学学域、法務学域のいずれかに

所属し、その専門性に応じて、学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教員組織の責任者として、学術研究院長を置き、学長をもって充て、各学域に学域長を置いている。

教育組織の責任者として、各学部に学部長、各研究科に研究科長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、各学部に学部教授会、各研究科に研究科教授会を置いている。各学部の教授会は、教授、准教授等から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。各研究科の教授会は、教授、准教授等から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

各教授会は、令和2年度には、別紙様式1-3-2のとおり開催されている。

教育研究評議会は、学長、理事（非常勤の者を除く。）、副学長、学部、研究科、研究所その他教育研究上の重要な組織の長のうち教育研究評議会が定める者、その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和2年度には、別紙様式1-3-3のとおり開催されている。

領域2 内部質保証に関する基準

基準2－1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準2－1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を統括責任者とし、理事（企画・評価・総務担当）、理事（教学担当）、理事（研究担当）、理事（医療担当）、理事（財務・施設担当）を自己点検・評価の責任者とし、かつ、それぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。

この体制における中核的な審議機関は、大学経営戦略会議、教育研究評議会及び経営協議会であり、その役割分担は内部質保証規則及び大学経営戦略会議要項に明確に定めている。中核的な審議機関である大学経営戦略会議は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある学長、理事、副学長等によって構成している。

同じく、中核的な審議機関である教育研究評議会は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある学長、理事、副学長に加え、学部、研究科、研究所その他教育研究上の重要な組織の長のうち評議会が定める者等によって構成しており、また、経営協議会については、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある学長、理事、事務局長及び学外委員によって構成している。

なお、自己評価書提出時点には、中核的な審議機関は一部明示されていなかったが、令和3年12月までに規程を改正、制定し、明示している。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

文学部においては、文学部長を責任者としてその質保証を行っている。

教育学部においては、教育学部長を責任者としてその質保証を行っている。

法学部においては、法学部長を責任者としてその質保証を行っている。

経済学部においては、経済学部長を責任者としてその質保証を行っている。

理学部においては、理学部長を責任者としてその質保証を行っている。

医学部においては、医学部長を責任者としてその質保証を行っている。

歯学部においては、歯学部長を責任者としてその質保証を行っている。

薬学部においては、薬学部長を責任者としてその質保証を行っている。

工学部においては、工学部長を責任者としてその質保証を行っている。

農学部においては、農学部長を責任者としてその質保証を行っている。

教育学研究科においては、教育学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

社会文化科学研究科においては、社会文化科学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

自然科学研究科においては、自然科学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

保健学研究科においては、保健学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

環境生命科学研究科においては、環境生命科学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

医歯薬学総合研究科においては、医歯薬学総合研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

ヘルスシステム統合科学研究科においては、ヘルスシステム統合科学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

法務研究科においては、法務研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、理事（財務・施設担当）を責任者としてキャンパス将来構想検討委員会が質保証を行っていることが、内部質保証に関する実施要項のほか、キャンパス将来構想検討委員会の設置に関する要項及び施設の内部質保証に関する要項によって定められている。情報設備については、理事（特命（デジタルトランスフォーメーション推進）担当）を責任者として情報統括センター運営委員会が、附属図書館については、理事（教学担当）を責任者として附属図書館運営委員会が分担して質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する実施要項によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生の総合支援に関する重要事項については、理事（教学担当）を責任者として全学学生総合支援委員会が、留学生の支援、就職支援、その他の学生支援についても、理事（教学担当）を責任者として全学学生総合支援委員会が質保証を行っていることが、内部質保証に関する実施要項のほか、全学学生総合支援委員会規程及び学生支援の内部質保証に関する要項によって定められている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜の在り方並びに入学者選抜方法等の策定、実施及び検証については、理事（教学担当）を責任者として全学アドミッション委員会が質保証を行っていることが、内部質保証に関する実施要項のほか、全学アドミッション委員会規程及び入学者選抜の内部質保証に関する要項によって定められている。

基準2－2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準2－2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、教育の内部質保証に関する方針・手順に定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準6－3から基準6－8に照らした判断を行うことを教育の内部質保証に関する方針・手順に定めている。

施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、内部質保証規則を踏まえ、施設の内部質保証に関する要項、学生支援の内部質保証に関する要項及び入学者選抜の内部質保証に関する要項にそれぞれ定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、「教育効果を検証するための意見聴取の実施について」、施設の内部質保証に関する要項、学生生活実態調査実施に関する実施要項、新入生アンケート実施要項を定め、定期的に実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置につい

て検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、内部質保証規則に定められているほか、教育の内部質保証に関する方針・手順、施設の内部質保証に関する要項、学生支援の内部質保証に関する要項及び入学者選抜の内部質保証に関する要項においても定めがある。

基準2－3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準2－3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式2－3－1のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。

なお、今回の認証評価を受ける中で、令和3年12月までに内部質保証体制を明文化して規定している。

基準2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準2－4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

内部質保証に関する実施要項において、当該新設・改廃等に関する部局の協力を得て、文部科学省が実施する設置計画履行状況等調査の対応状況を含め、大学経営戦略会議を中心に検証を行うことが明文化されている。

教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しにあたっては、この一連の過程において、各審議機関の関係、審議の流れ等について明文化された規程等は存在していないが、学内手続き及び妥当性の審査についての透明化・明瞭化を図ることを目的とした教育研究組織の設置等に関する基準を定めており、自然科学研究科の改組、医療統合科学研究科の設置等について、内部質保証に係る責任体制において決定する役割を持つ役員会で実質的に審議・了承されている。

基準2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準2－5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、教員の選考に関する規則において全学的な観点における必要な事項を定めており、別紙様式2－5－1のとおり書類審査及び面接等により評価して、教員を採用・昇任させている。なお、自己評価書提出時点には、一部の組織において教員選考の判断基準及

びその方法、又はそのどちらかが明文化されていなかったが、令和3年12月までに規定している。

教員活動評価実施規程及び教員活動評価実施要項を策定し、別紙様式2-5-2のとおり、教員の教育、研究、社会貢献（診療を含む。）及び管理・運営に関する評価を継続的に実施している。

教員活動評価実施規程及び教員活動評価実施要項に基づき、昇給及び勤勉手当に反映するなど、別紙様式2-5-3のとおり評価結果に反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式2-5-4のとおり、オンライン授業に関する研修会（70人参加）、学修者主体の教育と指導のためのワークショップ（235人参加）、全学教職課程FD研修会（30人参加）等を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式2-5-5のとおり、教務関係や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員、TA及びSAを配置し、活用している。

教育支援者、教育補助者の質の維持・向上のため、別紙様式2-5-6のとおり、桃太郎FD・SDバーチャルフォーラム2020（12人参加）、障がい学生支援研修会（5人参加）、図書系職員館内初任者研修（2人参加）、全学TA・SAオンライン研修会（延べ335人参加）、岡山大学工学部創造工学センター技術支援部門研修会（22人参加）、医学部技術部研修会（延べ55人参加）等を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3－1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準3－1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式3－1－2のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準3－2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準3－2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、教育研究評議会、経営協議会を設置している。

役員会は、学長及び理事により構成され、中期目標についての意見及び年度計画に関する事項、国立大学法人法により文部科学大臣の許可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、法人が設置する国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、その他役員会が定める重要な事項等を審議している。

経営協議会は、学長、理事（非常勤の者を除く。）、事務局長、役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する者により構成され、経営に関する重要な事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式3－2－2のとおり、体制を整備している。

法令遵守事項については、情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生物多様性条約等、生命倫理、動物実験があり、それらについて規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開及び個人情報保護は総務・企画部総務課、公益通報者保護は法人監査室、ハラスメント防止は法務・コンプライアンス対策室、安全保障輸出管理及び生物多様性条約等は研究協力部産学連携課、生命倫理は病院事務部研究推進課及び研究協力部研究協力課、動物実験は研究協力部研究協力課が責任部署となっている。

危機管理については、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応があり、それらについて規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は安全衛生部安全管理課、情報セキュリティは情報統括センター、研究費等不正使用及び研究活動に係る不正行為防止は研究協力部研究協力課及び財務部財務企画課、学生危機対応は安全衛生部安全管理課及び学務部学務企画課が責任部署となっている。

基準3－3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準3－3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

事務組織規程等に基づき、事務組織を設置している。

別紙様式3－3－1のとおり、常勤512人、非常勤757人を配置している。

基準3－4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準3－4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式3－4－1のとおり、教員及び事務職員等が全学教育推進委員会、全学学生総合支援委員会、全学アドミッション委員会、キャンパス将来構想検討委員会、国際戦略会議等の構成員として協働して意思決定に参与している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式3－4－2のとおり、オリエンテーション及び新任教職員研修（90人参加）、ブランド力向上のための広報発信研修（35人参加）、事務系管理職員研修（39人参加）等を実施している。

基準3－5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準3－5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事2人（常勤1人、非常勤1人）を置いている。監事は、監事監査規則に基づき、監査計画を作成の上、定期監査及び臨時監査を実施し、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部分から独立した監査室が、内部監査規程に基づき、財産の保全及び経営効率の向上を図り定期監査及び臨時監査を行っている。監査室長は、内部監査計画を作成し、監査終了後は、内部監査報告書を作成し、学長に報告している。

学長、財務・施設担当理事、監事、会計監査人及び監査室は、四者協議会を開催し、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

基準3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準3－6を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式3－6－1のとおり公表している。学校教育法第109条第1項の自己点検・評価の結果について、令和2年度までの自己点検・評価は、全学、組織（部局）、

個人の各レベルで実施し、それらを有機的に結び付ける形で統合報告書をウェブサイトで公表している。令和3年度以降の自己点検・評価については、新たに策定された内部質保証体制のもとで実施された後、公表される予定である。なお、令和3年度の自己点検・評価の結果については、令和4年9月に各理事が所掌する委員会等から大学経営戦略会議へ報告し、その後大学経営戦略会議で総括・検証及び諸会議での審議・決定を経て、令和4年12月に公表する予定となっている。

なお、自己評価書提出時点には、一部の教員について、学校教育法第172条の2に規定された各教員が有する学位及び業績に関して公表されていなかったが、令和4年1月までに公表している。

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準4－1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

津島キャンパス（岡山市北区津島中）、鹿田キャンパス（同市北区鹿田町）の2キャンパスを有し、その校地面積は計 761,680 m²、校舎等の施設面積は計 364,074 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、各キャンパス等での教育の実施状況については、別紙様式4－1－1のとおりであり、主に専門教育科目を鹿田キャンパスで受講する医学部及び歯学部の学生について、津島キャンパスで開講する教養教育科目については、1年次は月曜日及び木曜日、2年次は火曜日及び金曜日を中心に構成し、キャンパス間の移動が複数回にならないようにするなど、時間割に配慮を行っている。また、主に専門教育科目を津島キャンパスで受講する薬学部薬学科の学生について、鹿田キャンパスで実施する授業に参加できるよう、移動時間を確保する目的で授業間隔を1コマ開けるなどのスケジュールを組み、さらに、一部授業で遠隔授業システムを導入し、いずれのキャンパスにおいても授業を受講できるよう配慮を行っている。

法令が定める附属施設については、別紙様式4－1－2のとおり、教育学部に附属幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校、医学部、歯学部に岡山大学病院、農学部に附属山陽圏フィールド科学センター、医歯薬学総合研究科に附属薬用植物園を設置している。

別紙様式4－1－3のとおり、施設・設備の耐震化については、耐震化率は100%である。バリアフリー化については、多目的トイレ、エレベーター、スロープを設置するなど、配慮している。安全防犯面については、防犯カメラや外灯の設置、入構管理を行うなど、配慮している。

ICT環境については、学内ネットワーク等を整備し、活用している。

附属図書館については、津島キャンパスに中央図書館、鹿田キャンパスに鹿田分館、倉敷地区に資源植物科学研究所分館、三朝地区に惑星物質研究所図書室を設置しており、延面積 20,819 m²、閲覧座席数は 1,573 席である。原則として 8 時から 23 時まで開館している。令和3年5月1日現在の蔵書数は、図書 2,016,374 冊、学術雑誌 52,649 種、電子ジャーナル 25,061 種である。

自主的学習環境については、別紙様式4－1－6のとおり、学生ラウンジ、リフレッシュルーム、リフレッシュスペース、自学自習室、リフレッシュラウンジ、セミナー室等が整備され、利用されている。

基準4－2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準4－2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、学生相談室、保健管理センター、キャリア・学生支援室を設置し、別紙様式4-2-1のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、ハラスメント等の防止及び対応に関する規程、ハラスメント等の防止及び対応に関する要項等に基づき、防止対策室が相談窓口となり、ハラスメント相談員がハラスメント等に関する相談に対応している。

180 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式4-2-2のとおり、体育館、運動場、武道場、テニスコートを整備し、運営資金の支援や備品貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、チューター・ヘルプデスク制度の整備、留学生のための渡日前ポケットガイドの配付、新入留学生の渡日後諸手続きの支援、新入留学生のための生活オリエンテーションを実施するなど、別紙様式4-2-3のとおり体制を整備している。

別紙様式4-2-4のとおり、修学上の合理的配慮に関するコーディネート、対人関係や生き方・進路等、その他学生生活全般的な悩みに対するカウンセリング、助言等、ノートテイカー（P C テイカー）等の養成を行っている。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき対応要領を定めている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4-2-5のとおり、大学独自の奨学金制度、入学料、授業料の免除、寄宿舎の整備等を行っている。

領域 5 学生の受入に関する基準

基準 5－1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準 5－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、すべての学部・研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

基準 5－2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準 5－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式 5－2－1 のとおり入試を行っている。

実施体制については、入試に関する重要事項についての施策案を審議するために全学アドミッション委員会を置き、各学部及び研究科における入試の具体的な実施に関する事項を審議するために、各学部、研究科に入試委員会、入学試験委員会又は学務委員会等を置いている。

全学アドミッション委員会は、全学教育・学生支援機構と協働し、入学者選抜全般の状況に関する自己点検・評価等を行っており、具体的には、その結果に基づき、一般選抜で課す教科の変更、入学者選抜方法の変更、出願資格の変更等の改善を行っている。

基準 5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準 5－3 を満たしていない。

【改善を要する点】

- 医歯薬学総合研究科博士後期課程及び法務研究科において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

【評価結果の根拠・理由】

平成 29 年度～令和 3 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・ 文学部：1.06 倍
- ・ 教育学部：1.04 倍
- ・ 法学部：1.06 倍
- ・ 経済学部：1.06 倍
- ・ 理学部：1.07 倍

- ・医学部：1.01倍
- ・歯学部：1.00倍
- ・薬学部：1.06倍
- ・工学部：1.04倍（令和3年度設置）
- ・農学部：1.08倍

[修士課程]

- ・教育学研究科：1.18倍（平成30年度専攻設置）
- ・医歯薬学総合研究科：1.11倍

[博士前期課程]

- ・社会文化科学研究科：0.82倍（平成30年度専攻設置）
- ・自然科学研究科：1.08倍
- ・保健学研究科：1.06倍
- ・環境生命科学研究科：0.90倍
- ・医歯薬学総合研究科：0.87倍
- ・ヘルスシステム統合科学研究科：1.03倍（平成30年度設置）

[博士後期課程]

- ・社会文化科学研究科：1.03倍
- ・自然科学研究科：0.75倍
- ・保健学研究科：1.08倍
- ・環境生命科学研究科：0.89倍
- ・医歯薬学総合研究科：0.44倍
- ・ヘルスシステム統合科学研究科：0.84倍（平成30年度設置）

[博士課程]

- ・自然科学研究科：0.70倍
- ・医歯薬学総合研究科：1.09倍

[専門職学位課程]

- ・教育学研究科：0.83倍
- ・法務研究科：0.68倍

工学部については、令和3年度に設置されている。教育学研究科修士課程（専攻）、社会文化科学研究科博士前期課程（専攻）、ヘルスシステム統合科学研究科博士前期課程及び博士後期課程については、平成30年度に設置されている。

医歯薬学総合研究科博士後期課程及び法務研究科において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。なお、医歯薬学総合研究科では外国入留学生の確保に向け、海外の大学と教員・学生の交流と留学生の受入を実施するとともに、学生の相互短期派遣・受入プログラム（キャンパスアジア事業）を継続実施し、また、博士学位のダブルディグリーコースを設置している。法務研究科では、定員充足に向けて法学部生と教員、OB・OG 法曹との懇談会、オンラインによる入試説明会等を実施している。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 6－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた国立大学法人等の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4年目終了時）の学部・研究科等の教育に関する現況分析結果（以下「現況分析結果」という。）を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。なお、自己評価書提出時点では、法務研究科の学位授与方針は具体的かつ明確に策定されていなかったが、令和4年1月までに具体的かつ明確に策定している。

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 6－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。なお、自己評価書提出時点では、すべての研究科において、教育課程方針に記載の不十分な項目があったが、令和4年1月までにすべての必要な事項を明示している。

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準 6－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めている。

大学院課程のすべての研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。

基準6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準6－4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっており、各学部・研究科において4学期制をとっているが、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげている。

すべての学部・研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。なお、自己評価書提出時点では、文学部、法学部、経済学部、理学部、農学部、自然科学研究科、環境生命科学研究科において、シラバスのチェック体制の組織的な実施が不十分であったが、令和3年12月までに、シラバスにおける授業の方法及び内容等の記載が十分かどうかのチェック体制を組織的に構築し、令和4年度以降のシラバスについては適切な内容のシラバスが明示される予定である。

すべての学部・研究科において、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。なお、工学部における状況は、別紙様式6－4－4のとおりである。

教職大学院及び法科大学院を設置しており、履修登録の上限設定の制度（C A P制度）を適切に設けている。

大学設置基準第39条の2で定める薬学に関する必要な施設の確保と薬学実務実習の実施については、薬学部が、岡山大学病院において病院実習を実施し、岡山県薬剤師会から推薦された保険薬局において薬局実習を実施している。

基準6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準6－5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えている。

なお、工学部における状況は、別紙様式6－5－1、6－5－2、6－5－4のとおりである。

基準6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準6－6を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。なお、成績評価基準については、令和2年11月に全学共通ルールとして成績評価基準の指針を制定するとともに、成績評価の評語と学籍簿へ記載する評点等に関する取扱要項を改正し、令和3年12月までにこれらを踏まえた各部局における成績評価基準等を作成している。

すべての学部・研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

すべての学部・研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。なお、自己評価書提出時点では、教育学部、医学部、農学部、自然科学研究科、医歯薬学総合研究科、教育学研究科、保健学研究科、環境生命科学研究科について、成績に対する異議申立て制度を組織的に適切に定めていることが確認できなかったが、令和3年12月までにすべての学部・研究科において、組織的な異議申立て制度が整備され、学生に明示されている。

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準6－7を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

大学院教育課程の各研究科においては、学位論文審査基準を組織として策定している。

すべての学部・研究科における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準6－8を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

過去5年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式6－8－1のとおり、就職及び進学の状況は、別紙様式6－8－2のとおりであり、すべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。